

解説



顧客との契約から生じる 収益に関する再公開草案

米国財務会計基準審議会（FASB）国際研究員 かわにし やすのぶ
川西 安喜



はじめに

2011年11月14日、米国財務会計基準審議会（FASB）は、（改訂）会計基準更新書案（公開草案）「Topic 605：顧客との契約から生じる収益－2010年6月24日公表の公開草案の改訂」（以下「再公開草案」という。）を公表し、同日、国際会計基準審議会（IASB）も、実質的に同じ内容の公開草案ED/2011/6「顧客との契約から生じる収益－ED/2010/6『顧客との契約から生じる収益』の改訂」を公表した。これらの公開草案は、FASBとIASB（以下、まとめて「両ボード」という。）の共同プロジェクトである収益認識プロジェクトの成果である。コメント期限は、2012年3月13日である。

本稿では、再公開草案について解

説する。FASBのボード・メンバーやスタッフが、個人の見解を表明することは奨励されており、本稿では、筆者個人の見解が表明されている。会計上の問題に関する両ボードの公式見解は、それぞれのボードの厳正なデュ・プロセス、審議を経たものに限られている。

イントロダクション

FASBの概念フレームワークによれば、収益とは、財の引渡し若しくは生産、サービスの提供、又は、企業の継続的な、主要な若しくは中心的な業務を構成するその他の活動による、企業の資産の流入その他の価値の増加若しくは負債の決済（又は両者の組合せ）をいう。収益によって増加する資産には、現金、顧客に対する請求権、受け取った財若しくはサービス等、さまざまな種類がある。

再公開草案は、顧客との契約から生じる収益を扱っており、特定の生物資産又は農業資産の価値の変動による収益等、他の取引又は活動から生じる収益は扱っていない。

再公開草案のコア原則は、企業が、約束の財又はサービスの顧客への移

転を描写するように、その財又はサービスと引き換えに受け取る権利を得ることが見込まれる対価を反映した金額により、収益を認識しなければならないというものである。このコア原則を達成するに当たり、企業は、次のステップを踏まなければならない。

1. 顧客との契約を特定する。
2. 契約に含まれる別個の履行義務を特定する。
3. 取引価格を算定する。
4. 取引価格を、契約に含まれる別個の履行義務に配分する。
5. 履行義務を充足した時点で（又は充足していくに従い）収益を認識する。

企業は、契約条件と、関連するすべての事実及び状況を勘案して、再公開草案の規定を適用しなければならない。また、企業は、類似する特徴を有する契約や、類似の状況にある契約について、再公開草案の規定を整合的に適用しなければならない。

再公開草案は、顧客との個別の契約の会計処理を扱っているが、個別の契約（又は履行義務）に再公開草案の規定を適用した場合との違いに重要性がないと合理的に見込まれる

場合、企業は、実務上の簡便法として、類似する性質を有する契約（又は履行義務）のポートフォリオに再公開草案の規定を適用することができる。

範囲

再公開草案の規定は、次を除くすべての顧客との契約に適用しなければならない。

- (a) リース契約
- (b) 保険契約
- (c) 金融商品契約
- (d) 保証契約（ただし、製品保証を除く。）
- (e) 交換の当事者ではない顧客への販売を促進するための、同業種の企業間の非貨幣性の交換契約（例えば、特定の場所における需要を適時に満たすための石油の交換契約）

ここで、顧客とは、企業の通常の活動からのアウトプットを表す財又はサービスを獲得するために、その企業と契約を締結した当事者をいう。再公開草案の規定は、契約（再公開草案の範囲から除外されている契約を除く。）の相手方が顧客である場合にのみ、適用しなければならない。

顧客との契約の一部が、再公開草案の範囲に含まれ、残りの部分が、他の会計基準の範囲に含まれることがある。他の会計基準が、契約の構成要素の分解若しくは測定（又はその両方）について規定している場合、企業は、まず、その分解若しくは測定（又はその両方）に関する規定を適用しなければならない。他の会計基準が、契約の構成要素の分解若しくは測定について規定していない場合、企業は、再公開草案の規定を適

用しなければならない。

ステップ1：顧客との契約の特定

【契約の特定】

契約とは、強制可能な権利及び義務を創出する2者以上の当事者による合意をいう。ここで、契約は、書面によるものであっても、口頭によるものであっても、企業の実務慣行によって示唆されるものであってもよい。

次のすべての要件が満たされる場合にのみ、顧客との契約に再公開草案の規定を適用しなければならない。

- (a) 契約に商業的実態がある（すなわち、契約の結果、企業の将来キャッシュ・フローのリスク、時期、又は金額が変わることが見込まれる）。
- (b) 契約の各当事者が、（書面、口頭、又は企業の実務慣行により）契約を承認しており、かつ、それぞれの義務を履行することを約束している。
- (c) 企業が、移転される財又はサービスに関する各当事者の権利を特定できる。
- (d) 企業が、移転する財又はサービスに関する支払条件を特定できる。また、各当事者が、完全に未履行の契約をペナルティーなしで終了させることができる場合、再公開草案の規定を適用する上で、契約は存在しない。ここで、完全に未履行の契約とは、次の要件を共に満たすものをいう。

- (a) 企業が顧客に対し、いかなる約束の財又はサービスも移転していない。
- (b) 企業が約束の財又はサービスと引き換えに、いかなる対価も受け取っておらず、受け取る権利も有

していない。

【契約の結合】

同一の顧客との2以上の契約について、それらが同時又はほぼ同時に締結され、かつ、次の要件が1つ以上満たされる場合、企業は、これら2以上の契約を結合し、1つの契約として会計処理しなければならない。

- (a) これらの契約が、単一の商業的な目的をもって、まとめて交渉される。
- (b) ある契約において支払われる対価の金額が、他の契約の価格又は履行に依存する。
- (c) 契約における約束の財若しくはサービス（又は契約における一部の財若しくはサービス）が、単一の履行義務を構成する。

【契約の変更】

契約の各当事者が、契約の範囲若しくは金額（又はその両方）の変更を承認することを、契約の変更という。変更が契約の各当事者によって承認されていない場合、企業は、それが承認されるまで、引き続き、既存の契約に再公開草案の規定を適用しなければならない。契約の各当事者が契約の範囲の変更を承認したものの、対応する価格の変更が未定である場合、企業は、価格の変更が承認されることが予想される時点から、変更後の契約に再公開草案の規定を適用しなければならない。契約の金額のみが変更される場合、後に述べる取引価格の変動として会計処理しなければならない。

契約の変更の結果、次の項目が共に元の契約に追加されることになる場合、契約の変更は、別個の契約として会計処理しなければならない。

- (a) 明確に識別できる約束の財又はサービス。

(b) 具体的な契約の状況を反映するための価格修正後の、約束の財又はサービスの単独販売価格を反映した対価の金額を受け取る権利。

契約の変更を別個の契約として会計処理しない場合、企業は、残存する財又はサービス（すなわち、契約の変更日においてまだ移転していない約束の財又はサービス）を評価した上で、次のいずれかの方法により会計処理しなければならない。

(a) 残存する財又はサービスが契約の変更日以前に移転した財又はサービスと明確に区別できる場合、企業は、顧客から受け取った対価のうち、まだ収益として認識していない金額と、顧客が支払うことを約束した対価の金額の合計を、残存する別個の履行義務に配分しなければならない。企業は、この契約の変更について、実質的に、既存の契約を終了し、新しい契約を創出しているものとして会計処理しなければならない。

(b) 残存する財又はサービスが明確に区別できず、かつ、契約の変更日において部分的に充足されている単一の履行義務の一部を構成する場合、企業は、取引価格と、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を更新し、契約の変更日に、契約の変更による累積的影響額を収益又はその控除項目として認識しなければならない。この場合、企業は、この契約の変更について、実質的に、既存の契約の一部であるかのように会計処理しなければならない。

(c) 残存する財又はサービスが(a)と(b)の組合せである場合、企業は、顧客から受け取った対価のうち、まだ収益として認識していない金

額と、顧客が支払うことを約束した対価の金額の合計を、未充足の履行義務（部分的に未充足の履行義務を含む。）に配分しなければならない。一定の期間にわたり充足される履行義務について、企業は、取引価格と、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を更新しなければならない。企業は、契約の変更日以前に完全に充足された履行義務に対して、対価を再配分したり、認識された収益の金額を調整したりしてはならない。

ステップ2：契約に含まれる別個の履行義務の特定

企業は、契約に含まれる約束の財又はサービスを評価し、そのうちのどの財若しくはサービス（又はその束）が明確に区別でき、したがって、別個の履行義務として会計処理すべきものであるかを特定しなければならない。ここで、履行義務とは、顧客との契約に含まれる、顧客に財又はサービスを移転する約束をいう。企業が、財又はサービスを移転することについて、顧客の妥当な期待を創出する場合、履行義務には、企業の実務慣行、公開された方針、又は特定の声明によって示唆される約束が含まれる。また、企業が契約を履行するために行わなければならない活動は、それらの活動に伴い、顧客に財又はサービスが移転する場合を除き、履行義務に含まれない。

企業が、2以上の財又はサービスを移転することを約束する場合、個々の約束の財又はサービスが明確に区別できる場合にのみ、別個の履行義務として会計処理しなければならない。約束の財又はサービスが明確に区別できない場合、企業は、その財

又はサービスについて、明確に区別できる財又はサービスの束を特定するまで、他の約束の財又はサービスと一緒にしなければならない。場合によっては、契約において約束されたすべての財又はサービスを、単一の履行義務として会計処理することがある。

次のいずれかが満たされる場合に、財又はサービスは明確に区別できる。

- (a) 企業が通常、財又はサービスを別個に販売している。
- (b) 顧客が財又はサービスの便益を、単独で、又は、顧客が容易に入手可能な他の資源と組み合わせて享受することができる。ここで、容易に入手可能な他の資源とは、（企業若しくは他の企業により）別個に販売されている財若しくはサービス、又は（企業又は他の取引若しくは事象から）顧客が既に入手している資源をいう。

上記にかかわらず、次の要件が共に満たされる場合には、約束の財又はサービスの束に含まれる財又はサービスは明確に区別できず、したがって、企業はその束を単一の履行義務として会計処理しなければならない。

- (a) 束に含まれる財又はサービスの相互関連性が高く、契約したとおりの財又はサービスの組合せに統合するという、重要なサービスを提供することを顧客が要求している。
- (b) 契約を履行するに当たり、財又はサービスの束が、著しく修正又はカスタマイズされる。

実務上の簡便法として、顧客への財又はサービスの移転のパターンが同じである場合、契約に含まれる2以上の明確に区別できる財又はサービスについて、単一の履行義務とし

で会計処理することができる。

ステップ3：取引価格の算定

企業は、取引価格の算定に当たり、契約条件及び企業の実務慣行を考慮しなければならない。ここで、取引価格とは、約束の財又はサービスを顧客に移転することと引き換えに、企業が顧客から受け取る権利を得ることが見込まれる対価の金額をいい、第三者のために回収する金額（売上税等）を除く。

取引価格の算定に当たり、企業は、既存の契約に従い、約束どおりに財又はサービスが顧客に移転し、契約が終了、更新、又は変更されないものと仮定しなければならない。

また、取引価格の算定に当たり、企業は、次の項目の影響を考慮しなければならない。

- (a) 変動対価
- (b) 貨幣の時間価値
- (c) 現金以外の対価
- (d) 顧客に支払われる対価

【変動対価】

割引き、リベート、払戻し、クレジット、インセンティブ、業績に基づくボーナス若しくはペナルティー、成功報酬、値引きその他類似の項目により、約束の対価の金額が変動することがある。

約束の対価の金額が変動する場合、企業は、約束の財又はサービスを顧客に移転することと引き換えに受け取る権利を得ることが見込まれる金額の合計を見積もらなければならない。見積もった取引価格は、期末日における状況及び期中の状況の変化を忠実に表現するため、期末日ごとに更新しなければならない。取引価

格の変動は、後に述べる方法により会計処理しなければならない。

取引価格の見積りに当たり、企業は、期待値と、最も発生の可能性の高い金額のうち、受け取る権利を得ることが見込まれる金額をより良く予測することが見込まれる方法を用いなければならない。

① 期待値

期待値とは、考えられる対価の金額の範囲について、確率により加重平均した金額をいう。期待値は、類似する特徴を有する契約を多数保有している場合に、取引価格の適切な見積値となることがある。

② 最も発生の可能性の高い金額

最も発生の可能性の高い金額とは、考えられる対価の金額の範囲の中で、最も発生の可能性の高い金額（すなわち、単一の最も発生の可能性の高い契約の結果）をいう。最も発生の可能性の高い金額は、考えられる契約の結果が2つしかない場合（例えば、企業が業績に基づくボーナスの基準値を超えるか超えないか）に、取引価格の適切な見積値となることがある。

取引価格の見積りに当たり、企業は、契約を通じて1つの方法を適用しなければならない。また、企業は、合理的に入手可能なすべての情報（歴史的な情報、現在の情報、及び予測情報を含む。）を考慮し、合理的な数の考えられる対価の金額の組合せを特定しなければならない。取引価格を算定する上で企業が用いる情報は、通常、企業の経営者が入札プロセスや約束の財又はサービスの価格設定において用いる情報と類似している。

企業が顧客から対価を受領したものの、顧客にその全部又は一部を返

金することを見込んでいる場合、企業は、返金することを見込む金額を返金負債として認識しなければならない。返金負債（及び対応する取引価格の変動）は、状況の変化に応じて期末日ごとに更新しなければならない。

【貨幣の時間価値】

契約にとって重要な資金調達の要素が契約に含まれている場合、企業は、取引価格の算定において、貨幣の時間価値を反映するために、約束の対価の金額を調整しなければならない。この調整の目的は、顧客に約束の財又はサービスが移転した時点で、現金により支払ったと仮定した場合の現金販売価格により収益を認識することにある。約束の対価の金額が約束の財又はサービスの現金販売価格と異なる場合、その契約には資金調達の要素（すなわち、顧客への利息又は顧客からの利息）が含まれ、その資金調達の要素は契約にとって重要であることがある。

資金調達の要素が契約にとって重要であるかどうかを評価するに当たり、企業は、次を含む（ただし、これらに限定されない）さまざまな要因を考慮しなければならない。

- (a) 企業が約束の財又はサービスを顧客に移転する時点と、顧客がそれらの財又はサービスについて支払いを行う時点の間の予想される期間。
- (b) その産業及びその国に典型的な信用条件の下で顧客が現金により支払った場合に、対価の金額が著しく異なるかどうか。
- (c) 契約における金利と、関連する市場における金利。

実務上の簡便法として、約束の財又はサービスの顧客への移転と、顧

客による全部又は実質的にすべての支払いの間が1年以下であると契約開始時に予想される場合には、企業は、契約に重大な資金調達要素が含まれるかどうかを評価しなくてもよい。

貨幣の時間価値を反映するために約束の対価の金額を調整するに当たり、企業は、契約開始時における、企業と顧客の間の別個の資金調達契約において反映される割引率を用いなければならない。その割引率には、契約における各当事者の信用力だけでなく、顧客又は企業によって提供される担保が反映される。企業は、約束の対価の名目額を、財又はサービスの現金販売価格に割引くための金利を算定することにより、この割引率を算定できることがある。また、契約開始後は、企業は、状況又は金利の変化について割引率を更新してはならない。

企業は、資金調達の影響について、包括利益計算書において、収益とは別に、利息収益又は利息費用として表示しなければならない。

【現金以外の対価】

顧客が現金以外の形で対価を支払うことを約束する契約の取引価格を算定するに当たり、企業は、現金以外の対価（又はそれに関する約束）について、公正価値により測定しなければならない。現金以外の対価の公正価値を合理的に見積もることができない場合、企業は、対価と引き換えに移転される財又はサービスの単独販売価格を参照することにより、間接的に対価を測定しなければならない。

企業による契約の履行を促進するために、顧客が（材料、設備、労働力等の）財又はサービスを提供する

場合、企業は、提供された財又はサービスを自ら支配しているかどうかを評価しなければならない。支配している場合には、企業は、提供された財又はサービスについて、顧客から受け取った現金以外の対価として会計処理しなければならない。

【顧客に支払われる対価】

顧客に支払われる対価には、顧客が企業に対して負っている金額に充てることができる現金、掛け、若しくはその他の項目の形で、企業が顧客（又は、顧客から企業の財若しくはサービスを購入する他の当事者）に支払うか、支払うことが見込まれる金額が含まれる。顧客への支払いが、顧客から企業に移転する明確に区別できる財又はサービスと引き換えに行われていない限り、顧客に支払われる対価は、取引価格の減額、すなわち、収益の減額として会計処理しなければならない。

顧客に支払われる対価が、顧客からの明確に区別できる財又はサービスと引き換えに行われる支払いである場合、企業は、仕入先からの他の購入と同様に、財又はサービスの購入について会計処理しなければならない。顧客に支払われる対価が、企業が顧客から受領する明確に区別できる財又はサービスの公正価値を上回る場合、企業は、その上回る金額を取引価格の減額として会計処理しなければならない。企業が顧客から受領した財又はサービスの公正価値を合理的に見積もることができない場合、企業は、顧客に支払われる対価全体について、取引価格の減額として会計処理しなければならない。

したがって、顧客に支払われる対価が取引価格の減額をもたらす場合、企業は、次のうちのいずれか遅い時

点で、認識する収益の金額を減額しなければならない。

- (a) 企業が、顧客に関連する財又はサービスの移転に関して収益を認識する時点。
- (b) 企業が、対価を支払ったか、対価を支払うこと（将来の事象について条件付きであってもよい。）を約束した時点。

【回収可能性】

回収可能性は、顧客の信用リスク、すなわち、契約に従い、企業が受け取る権利を得ることが見込まれる対価の金額を顧客から受け取ることができないリスクをいう。対価に対する無条件の権利（すなわち、受債権）については、以下に述べる表示上の取扱いを除き、債権に関する会計基準に従って会計処理しなければならない。また、企業は、契約資産に関する顧客の信用リスクの影響についても、同様に会計処理しなければならない。

債権の当初認識に当たり、債権に関する会計基準に基づく債権の測定値と、対応して認識した収益の金額との間に差がある場合、その差は、収益の行項目に隣接する別個の行項目として表示しなければならない。契約に重要な資金調達要素が含まれない場合、企業は、債権の減損（又は減損の測定値の変動）について、収益の行項目に隣接する別個の行項目として表示しなければならない。

ステップ4：契約に含まれる別個の履行義務への取引価格の配分

契約が、2以上の履行義務を含む場合、企業は、それぞれの別個の履行義務を充足することと引き換えに受け取る権利を得ることが見込まれ

る対価の金額を描写する金額により、それぞれの別個の履行義務に対し、取引価格を配分しなければならない。

それぞれの別個の履行義務に対価の金額を適切に配分するため、企業は、それぞれの別個の履行義務の基礎となる財又はサービスの契約開始時における単独販売価格を算定し、これらの単独販売価格に比例するように、取引価格を配分しなければならない。ここで、単独販売価格とは、顧客に約束の財又はサービスを別個に販売した場合の販売価格をいう。

単独販売価格の最良の証拠は、類似する状況において企業が財又はサービスを別個に販売する場合の、その財又はサービスの観察可能な価格である。契約上、定められた価格や定価が、その財又はサービスの単独販売価格を表すことがあるが、そうであることを前提にしてはならない。

単独販売価格が直接的に観察可能ではない場合、企業は、これを見積もらなければならない。単独販売価格の見積りに当たり、企業は、合理的に利用可能なすべての情報（市場の状況や企業に固有の要因を含む。）を考慮しなければならない。また、企業は、観察可能なインプットを最大限に用い、類似する特徴を有する財又はサービス及び顧客に対し、整合的な見積り方法を適用しなければならない。適切な見積り方法には、次のようなものがある。

(a) 市場の評価を修正するアプローチ。企業は、財又はサービスを販売する市場を評価し、その市場の顧客が、その財又はサービスに対して支払う意思がある価格を見積もることになる。このアプローチには、類似する財又はサービスに関する競合他社の価格を参照し、

企業のコストとマージンを反映するために、必要に応じて、その価格を修正することも含まれる。

(b) 見積りにコストにマージンを付加するアプローチ。企業は、履行義務を充足するために見込まれるコストを予測し、これに企業が、その財又はサービスについて要求するマージンを付加することになる。

(c) 残余アプローチ。ある財又はサービスの単独販売価格のばらつきが大きい場合、その価格に不確実性がある場合、企業は、取引価格の合計から、契約において約束された他の財又はサービスの単独販売価格の合計を差し引いた価格を参照することにより、価格を見積もることができる。企業が、同じ財又はサービスについて、異なる顧客に対し（同時又はほぼ同時に）、幅広い範囲の金額で販売する場合に、販売価格のばらつきが大きい。また、企業が財又はサービスの価格をまだ設定しておらず、かつ、その財又はサービスをこれまでに販売したことがない場合に、販売価格に不確実性がある。

契約における約束の財又はサービスの単独販売価格の合計が取引価格を上回る場合（すなわち、顧客が財又はサービスの束を購入することにより割引きを受ける場合）、企業は、後に述べる場合を除き、その割引額について、すべての別個の履行義務に対し、単独販売価格に比例するように配分しなければならない。

企業が、次の要件を共に満たす場合に、契約における履行義務の一部に割引額を配分しなければならない。

(a) 企業が、契約に含まれるそれぞれの財若しくはサービス（又はその束）を、通常、単独で販売して

いる。

(b) 単独での販売に基づく観察可能な販売価格が、契約における割引きがどの履行義務に帰属するものであるのかの証拠を提供している。

取引価格が、（企業の履行、又は企業が履行することによる特定の結果等の）将来の事象又は状況に関する条件付きの対価の金額を含む場合、企業は、次の要件が共に満たされる場合に、この条件付きの金額（及びこの金額の事後の変動）の全体について、明確に区別できる財又はサービスに配分しなければならない。

(a) 明確に区別できる財又はサービスに関する条件付き対価の条件が、その財又はサービスを移転する企業の努力（又はその財若しくはサービスを移転することによる特定の結果）と具体的に関連している。

(b) 契約に含まれる他のすべての履行義務と支払条件に照らして、明確に区別できる財又はサービスに条件付き対価の金額の全体を配分することが、履行義務への取引価格の配分の原則と整合している。

【取引価格の変動】

さまざまな理由により、取引価格が契約開始後に変動することがあり、これには、不確実性の解消又はその他の状況の変化により、企業が約束の財又はサービスと引き換えに受け取る権利を得ることが見込まれる対価の金額が変動する場合が含まれる。

企業は、事後の取引価格の変動について、契約における別個の履行義務に対し、契約開始時と同様に配分しなければならない。充足済みの履行義務に配分された金額は、取引価格が変動した期間に、収益又はその減額として認識しなければならない。

企業は、契約開始後に、単独販売

価格の変動を反映するために取引価格を再配分してはならない。

ステップ5：履行義務充足時の収益認識

【総論】

企業は、約束の財又はサービス（すなわち、資産）を顧客に移転することにより履行義務を充足した時点で（又は充足していくに従い）、収益を認識しなければならない。顧客が財又はサービスの支配を獲得した時点で（又は獲得していくに従い）、資産は移転される。ここで、資産の支配とは、その資産の使用法を指図し、かつ、その資産に残存する便益の實質的にすべてを獲得する能力をいう。支配には、他の当事者が、資産の使用法を指図し、資産からの便益を享受することを妨げる能力も含まれる。

約束の資産（又はその構成要素）を買い戻す契約がある場合、企業は、顧客が財又はサービスの支配を獲得したかどうかを評価するに当たり、これを考慮しなければならない。

特定された別個の履行義務のそれぞれについて、企業は、約束の財又はサービスの支配を一定の期間にわたり移転することにより、一定の期間にわたり履行義務を充足しているかどうかを判断しなければならない。企業が一定の期間にわたり履行義務を充足していない場合、その履行義務は一時点で充足される。

【一定の期間にわたり充足される履行義務】

次の要件の少なくとも1つが満たされる場合、企業は、一定の期間にわたり、財又はサービスの支配を移転しており、したがって、一定の期間にわたり、履行義務を充足してい

る。

(a) 企業の履行により、資産（例えば、仕掛品）が創出されるか又はその価値が増加し、かつ、顧客が、資産の創出又は価値の増加に伴い、その資産を支配する。

(b) 企業の履行により、その企業が代替的に利用することができる資産が創出されず、かつ、次の要件の少なくとも1つが満たされる。

(i) 企業が履行していくに従い、顧客が企業の履行による便益を受け取ると同時に消費する。

(ii) 他の企業が顧客に対して残存する義務を履行する場合、その他の企業は、これまでに完了した行動を實質的に再履行する必要がない。この要件を評価するに当たり、企業は、契約の残存部分を履行する他の企業は、企業がその時点で支配する資産（例えば、仕掛品）から便益を享受することがないと仮定しなければならない。また、この要件は、契約条件又は実務上の理由により、履行義務を他の企業に移転することができない場合であっても、考慮しなければならない。

(iii) 企業は、その時点までの履行について支払いを受ける権利を有し、かつ、約束どおり契約を履行することを見込んでいる。その時点までの履行について支払いを受ける権利は、必ずしも固定額である必要はない。しかし、企業が約束どおりに履行しないという理由以外の理由により、顧客都合で契約を終了した場合であっても、その時点までの履行について補償するための金額に対する権利を、企業は得

ていなければならない。その時点までの履行に対する補償には、顧客が契約を解除することによる企業の潜在的な利益の喪失額だけではなく、その時点までに移転した財又はサービスの販売価格に近似する金額（例えば、企業のコストに合理的な利益マージンを付加した金額）が含まれる。

資産を代替的に利用できるかどうかを評価するに当たり、企業は、その資産を容易に他の顧客に差し向けることができるかどうかについて、契約上及び実務上の制約を考慮しなければならない。資産がおおむね他の資産と代替可能であり、契約に違反することなく、また、巨額のコストを発生させることなく、顧客に移転することができる場合に、企業は、その資産を代替的に利用できる。逆に、資産を他の企業に差し向けることを妨げる重大な契約条件がある場合や、他の企業にその資産を差し向ける（例えば、資産を再加工する）ために巨額のコストが発生する場合には、企業は、その資産を代替的に利用することができない。

【一時点で充足される履行義務】

履行義務が一定の期間にわたり充足されるものではない場合、履行義務は一時点で充足される。顧客が約束の資産に対する支配を獲得し、企業が履行義務を充足する時点を決するに当たり、企業は、前に述べた支配に関する規定を考慮しなければならない。さらに、企業は、次の支配の移転に関する指標も考慮しなければならない（ただし、これらに限定されない）。

(a) 企業が資産と引き換えに支払いを受ける現在の権利を有している。

顧客が現時点で資産と引き換えに支払う義務を負っている場合、それは、顧客が交換された資産に対する支配を獲得していることを示唆している。

- (b) 顧客が資産に対する法律上の所有権を有している。法律上の所有権は、契約の当事者のうち、資産の使用法を指図し、その資産から便益を獲得しており、また、他の企業によるこれらの便益へのアクセスを制限しているのが誰であるのかを示唆していることが多い。したがって、資産の法律上の所有権は、顧客が資産に対する支配を獲得したことを示唆している。顧客による不払いへの防御として、企業が法律上の所有権を留保している場合、企業が有する権利は防御権であり、顧客が資産に対する支配の獲得を妨げるものではない。
- (c) 企業が資産の物理的な占有を移転している。顧客による資産の物理的な占有は、資産の使用法を指図し、その資産から便益を獲得し、また、他の企業によるこれらの便益へのアクセスを制限する能力を顧客が有していることを示唆している。ただし、物理的な占有と資産に対する支配が一致しないことがある。
- (d) 顧客が資産の所有に関する重要なリスクとリワードを有している。資産の所有に関する重要なリスクとリワードの移転は、資産に対する支配が移転したことを示唆している。ただし、約束の資産の所有に関するリスクとリワードの評価に当たり、企業は、資産を移転する履行義務とは別の履行義務であるのかどうかを考慮しなければならない。例えば、企業が

資産に対する支配を顧客に移転したものの、移転した資産に関連する保守サービスを提供するという別個の履行義務を充足していない場合がある。

- (e) 顧客が資産を受け入れている。顧客による資産の受け入れは、資産の使用法を指図し、その資産から便益を獲得する能力を顧客が獲得したことを示唆している。

【履行義務の完全な充足に向けた進捗度の測定】

一定の期間にわたり充足される別個の履行義務について、企業は、その履行義務の完全な充足に向けた進捗度を測定することにより、一定の期間にわたり収益を認識しなければならない。進捗度を測定する目的は、顧客への財又はサービスの移転（すなわち、企業の履行）を描写することにある。一定の期間にわたり状況が変化するに従い、企業は、それまでに完了した企業の履行を描写するために、進捗度を更新しなければならない。この変化は、会計上の見積りの変更として会計処理しなければならない。

進捗度を測定する目的に従い、企業は、顧客に支配を移転していない財又はサービスを、進捗度の測定から除外しなければならない。逆に、企業は、顧客に支配を移転したすべての財又はサービスを、進捗度の測定に含めなければならない。

一定の期間にわたり充足される履行義務のそれぞれについて、企業は、進捗度を測定する目的と整合する方法により、進捗度を測定しなければならない。企業は、類似の履行義務及び類似する状況において、その測定方法を整合的に適用しなければならない。適切な測定方法には、アウ

トプット法とインプット法が含まれる。

① アウトプット法

アウトプット法では、それまでに移転した財又はサービスの顧客にとっての価値に関する直接的な測定値（例えば、それまでに完了した履行の成果の鑑定、到達したマイルストーン、又は生産した単位数）に基づき、収益が認識され、企業の履行に関する最も忠実な描写となることがある。

それまでに完了した履行の顧客にとっての価値に直接的に対応する金額を顧客に請求する権利を企業が有している場合（例えば、1時間当たりの固定額の単価に基づき、企業がサービスを提供する時間数に応じて請求するサービス契約）、企業は、請求する権利を有する金額により収益を認識しなければならない。

アウトプット法の短所は、直接的に観察可能ではないことが多く、過度のコストを発生させずに入手することができないことが多い点にある。したがって、インプット法が必要であることがある。

② インプット法

インプット法では、履行義務を充足するための労力又はインプット（例えば、消費した資源、費消した労働時間、発生したコスト、経過した時間、又は費消した機械時間）の、履行義務を充足するために見込まれる労力又はインプットの合計に対する割合に基づき、取引価格（又は取引価格の配分額）が収益として認識される。企業の労力とインプットが履行期間にわたり均等に費消される場合には、定額法により収益を認識することが適切であることがある。

インプット法の欠点は、企業の履行の不効率その他の要因により、イ

ンプットと財又はサービスの移転に直接的な関係がないことである。インプット法を用いる場合、企業は、顧客への財又はサービスの移転を描写しないインプット（例えば、契約価格に反映されなかった仕損に関する材料費、労務費、その他の経費）の影響を除外しなければならない。

財に関連するサービスを受領する時点よりも著しく早い時点で、その財に対する支配を獲得するような財を含む履行義務にインプット法を適用するに当たり、次の条件を共に契約開始時に満たす場合には、移転した財について、財のコストと同額の収益を認識することが、企業の履行を最も良く描写することがある。

- (a) 履行義務を完全に充足するために予想されるコストの合計に対し、移転した財のコストに重要性がある。
- (b) 企業は他の企業からその財を調達しており、財の設計及び製造に重大な関与をしていない（ただし、企業が代理人ではなく、本人として取引を行っている）。

③ 合理的な進捗度の測定値

企業は、一定の期間にわたり充足される履行義務について、その履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定できる場合にのみ、収益を認識しなければならない。進捗度の測定に適切な方法を適用する上で必要な信頼性のある情報が入手できない場合、企業は、履行義務の完全な充足に向けた進捗度を合理的に測定することができない。

契約の初期段階等、企業が、履行義務の結果を合理的に測定することができないものの、履行義務の充足に当たり発生するコストを回収することを見込んでいる場合がある。こ

のような場合、企業は、履行義務の結果を合理的に測定できるようになる時点又は履行義務が不利になる時点まで、発生したコストの範囲内で収益を認識しなければならない。

【収益の測定】

履行義務を充足した時点で（又は充足していくに従い）、企業は、その履行義務に配分された取引価格の金額を収益として認識しなければならない。受け取る権利を得ることが見込まれる対価の金額が変動する場合、企業がその時点で認識する収益の累計額は、受け取る権利を得ることが合理的に保証されている金額を上回ってはならない。

① 認識する収益の累計額の上限

受け取る権利を得ることが見込まれる対価の金額が変動する場合、認識する収益の累計額は、対価を受け取る権利を得ることについて企業が合理的に保証されている金額を上回ってはならない。次の要件を共に満たす場合、充足済みの履行義務に配分された対価の金額を受け取る権利を得ることについて、企業は合理的に保証されている。

- (a) 企業が、同種の契約について実績を有している（又は、他の企業の実績等、他の証拠を有している）。
- (b) 企業の実績（又は他の証拠）が、履行義務を充足することと引き換えに受け取る権利を得る対価の金額を予測するものである。

企業の実績（又は他の証拠）が、受け取る権利を得る対価の金額を予測するものではないとする指標には、次のようなものが含まれる。

- (a) 対価の金額が、企業の影響力が及ばない要因（例えば、市場のボラティリティ、第三者による判断、天候、及び約束の財又はサービス

に関する高い陳腐化リスク）の影響を非常に受けやすい。

- (b) 対価の金額に関する不確実性が、長期間にわたり解消される見込みがない。
- (c) 同種の契約に関する企業の経験（又は他の証拠）が限定的である。
- (d) 契約において考えられる対価の金額の組合せの数が多く、そのばらつきが大きい。

企業の実績が、受け取る権利を得る対価の金額を予測するものであるかどうかを評価するに当たり、企業は、すべての事実及び状況を考慮し、判断を行わなければならない。上記の指標の1つに当てはまるからといって、必ずしも、対価の金額を受け取る権利を得ることについて合理的に保証されていないということにはならない。

充足済みの履行義務に配分された取引価格の金額を受け取る権利を得ることについて、企業が合理的に保証されていない場合、期末日において認識される収益の累計額は、企業が受け取る権利を得ることが合理的に保証されている取引価格が上限となる。

上記にかかわらず、企業が顧客に知的財産をライセンス供与し、その顧客による事後の財又はサービスの売上に基づいて変動する追加の対価を支払うことをその顧客が約束する場合（例えば、売上に基づくロイヤリティ）、企業は、不確実性が解消される時点（すなわち、顧客による事後の売上が発生する時点）まで、追加の対価の金額を受け取る権利を得ることについて合理的に保証されていない。

② 不利な履行義務

一定の期間にわたり充足され、か

つ、契約開始時において1年を超える期間にわたり充足されることが見込まれる履行義務について、企業は、その履行義務が不利である場合に、負債と、これに対応する費用を認識しなければならない。履行義務を決済するための最小コストが、その履行義務に配分された取引価格を上回る場合、その履行義務は不利である。履行義務を決済するための最小コストとは、次のうちのいずれか少ない金額をいう。

- (a) 約束の財又はサービスを移転することによって履行義務を充足することに直接関連するコスト
- (b) 約束の財又はサービスを移転する方法以外の方法により、企業が履行義務から解放されることが認められている場合に、その履行義務から解放されるために支払わなければならない金額

企業は、不利な履行義務に関する負債について、残存する履行義務を決済するための最小コストが、その残存する履行義務に配分された取引価格を上回る金額により測定しなければならない。その後の各期末日において、企業は、状況の変化について、不利な履行義務に関する負債の測定値を更新しなければならない。企業は、この負債の測定値の変動について、費用又はその減額として認識しなければならない。不利な履行義務に関する負債を充足した場合、企業は、関連する負債の認識を中止しなければならない。

不利な履行義務に関する負債の認識に先立ち、企業は、顧客との契約を獲得又は履行するために発生したコストについて認識した資産の減損テストを行わなければならない。

契約コスト

【契約を履行するためのコスト】

顧客との契約を履行するためのコストが、他の会計基準（例えば、棚卸資産、有形固定資産、又は無形資産に関する会計基準）の範囲に含まれる場合、企業は、その会計基準に従い、会計処理をしなければならない。他の会計基準の範囲に含まれない場合、企業は、契約を履行するためのコストについて、次の要件のすべてを満たす場合にのみ、そのコストを資産として認識しなければならない。

- (a) 契約（又は特定の予定されている契約）に直接関連している。
- (b) 将来、履行義務を充足するために用いられる企業の資源を創出するか、その資源の価値を増加させる。
- (c) 回収が見込まれる。

契約（又は特定の予定されている契約）に直接関連するコストは、次のコストである。

- (a) 直接労務費
- (b) 直接材料費
- (c) 契約又は契約活動に直接関連するコストの配分額
- (d) 契約上、明示的に顧客に請求可能なコスト
- (e) 企業が契約を締結したがために発生した他のコスト

一方、企業は、次のコストについて、その発生時に費用として認識しなければならない。

- (a) 一般管理費
- (b) 契約価格に反映されなかった、契約を履行するための材料、労務、又はその他の資源の異常な仕損金額

(c) 充足した履行義務（又は部分的に充足した履行義務）に関連するコスト

(d) 残存する履行義務に関連するものの、充足済みの履行義務に関連するコストから識別することができないコスト

【契約を獲得するための増分コスト】

企業は、顧客との契約を獲得するための増分コストについて、そのコストを回収することが見込まれる場合に、これを資産として認識しなければならない。契約を獲得するためには企業において発生しなかったであろうコスト（例えば、販売手数料）をいう。契約が獲得されたかどうかにかかわらず発生したであろうコストは、その発生時に費用として認識しなければならない（ただし、契約が獲得されたかどうかにかかわらず、明示的に顧客に請求できる場合を除く）。

実務上の簡便法として、資産として認識していれば、その償却期間が1年以内であったと考えられる契約を獲得するための増分コストについて、これをその発生時に費用として認識することができる。

【償却及び減損】

資産化された契約を履行するためのコスト又は契約を獲得するための増分コストは、その資産が関連する財又はサービスの移転のパターンに合わせて、定期的に償却しなければならない。資産は、企業が具体的に特定できる、予定されている契約に基づいて移転する財又はサービスに関連することがある。

資産が関連する財又はサービスの移転のパターンに著しい変動がある

場合、これを反映するために償却を見直さなければならない。この変動は、会計上の見積りの変更として会計処理しなければならない。

資産化された契約を履行するためのコスト又は契約を獲得するための増分コストの帳簿価額が、次の(a)から(b)を控除した金額を上回る場合、その上回る金額を減損損失として純損益に含めて認識しなければならない。

- (a) 資産が関連する財又はサービスと引き換えに、受け取る権利を得ることが見込まれる対価の残存金額
- (b) 財又はサービスの提供に直接関連するコスト

企業が受け取る権利を得ることが見込まれる金額を算定するに当たっては、取引価格の算定に関する原則を用いなければならない。

資産化された契約を履行するためのコスト又は契約を獲得するための増分コストに関連する減損損失の認識に先立ち、企業は、他の会計基準（例えば、棚卸資産に関する会計基準）に従い、契約に関連する減損損失を認識しなければならない。ただし、有形固定資産及び無形固定資産に関する会計基準により認識される減損損失を除く。

企業は、一度認識した減損損失を戻し入れてはならない（IASBの公開草案では、一定の要件を満たす場合に、減損損失を戻し入れなければならない）。

表示

契約の当事者のいずれかが履行した場合、企業は、その契約について、企業の履行と顧客の支払いの関係に基づき、財政状態計算書において契

約資産、契約負債、又は債権を認識しなければならない。

企業が財又はサービスを移転することにより履行する前に、顧客が対価を支払うか、支払期限が到来する場合、企業は、契約を契約負債として表示しなければならない。契約負債とは、企業が顧客から受け取った対価と引き換えに、その顧客に財又はサービスを移転する義務をいう。

顧客が対価を支払う前に企業が顧客に財又はサービスを移転することにより履行する場合、履行に対する対価に対する権利の性質に基づき、契約資産又は債権として表示しなければならない。ここで、契約資産とは、企業が顧客に移転した財又はサービスに対する対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件（例えば、企業による将来の履行）が付されているものをいう。また、債権とは、企業の無条件の対価に対する権利をいう。対価に対する権利は、対価の支払期限まで時の経過以外に必要とされることがない場合に、無条件である。

再公開草案は、契約資産と契約負債という表現を用いているが、企業は、財政状態計算書においてこれらと異なる表現を用いることができる。ただし、契約資産について異なる表現を用いる場合の無条件の対価に対する権利（すなわち、債権）と、条件付きの対価に対する権利（すなわち、契約資産）を財務諸表の利用者が識別できるよう、十分な情報を提供しなければならない。

不利な履行義務に関する負債は、契約資産又は契約負債とは別個に表示しなければならない。

開示

【総論】

顧客との契約から生じる収益及びキャッシュ・フローの金額、時期、及び不確実性を財務諸表の利用者が理解できるように、企業は、次の項目に関する定性的情報及び定量的情報を開示しなければならない。

- (a) 顧客との契約
- (b) これらの契約に再公開草案の規定を適用するに当たっての重要な判断とその判断の変更
- (c) 顧客との契約を獲得又は履行するためのコストのうち、資産化したものがある場合の資産

企業は、開示規定を充足するために必要な詳細度と、さまざまな規定のそれぞれにどれだけの重点を置くのかについて、考慮しなければならない。重要でない情報を大量に含むことによって有用な情報が不明瞭になることがないように、企業は、開示を合算しなければならない。また、異なる特徴を有する項目を合算することにより、有用な情報が不明瞭になることがないように、企業は、分解表示をしなければならない。

別段の定めがない限り、金額は、包括利益計算書が表示されるすべての期間について開示し、財政状態計算書が表示されるすべての期末日について開示する。

他の会計基準に従い、既に情報を提供している場合、企業は、再公開草案の規定に従い、情報を開示しなくともよい。

【顧客との契約】

① 収益の分解表示

企業は、顧客との契約から生じる収益（顧客の信用リスクについて表



GLOBAL SOLUTIONS CONSULTING

公認会計士による 翻訳サービス

私たちは、会計・金融関連文書の日英・英日及び日中・中日翻訳に特化したサービスを提供しております。

公認会計士の翻訳者が、会計の専門家だからこそ可能な確かな原文理解と適切な翻訳を行います。さらに複数のプロフェッショナルによるピアレビューが高品質の翻訳を保証します。

- ・ アニュアルレポート
 - ・ 目論見書
 - ・ グローバル・オファリング関連資料
 - ・ IR関連文書類
 - ・ プレゼンテーション資料
 - ・ 金融庁提出文書 等
- この他、海外の公認会計士・内部監査人等の往査時の通訳等にも対応いたします。

グローバル・ソリューションズ
コンサルティング株式会社

翻訳事業部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門5丁目1番4号
東都ビル6F

<http://www.global-solution.jp/>
TEL.03-6826-8897

matsumoto.mari@global-solution.jp
(担当:松本)

示される金額を除く。)について、経済的要因により収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期、及び不確実性がどのような影響を受けるのかを描写する主なカテゴリーに分解表示しなければならない。

適切なカテゴリーの例としては、次のようなものが考えられる(ただし、これらに限定されない)。

- (a) 財又はサービスの種類
- (b) 地域
- (c) 市場又は顧客の種類
- (d) 契約の種類
- (e) 契約期間
- (f) 財又はサービスの移転の時期
- (g) 販売チャンネル

② 契約資産及び契約負債の調整表

企業は、契約資産及び契約負債の期首残高の総額から期末残高の総額への表形式による調整表を開示しなければならない。調整表は、該当ある場合には、次の項目をそれぞれ開示しなければならない。

- (a) 次のいずれかにより生じ、包括利益計算書において認識された金額
 - (i) 期間中に充足した履行義務から生じる収益
 - (ii) 過去の期間に充足した履行義務に取引価格の変動を配分することから生じる収益
- (b) 現金受取額
- (c) 債権への振替額
- (d) 受け取った現金以外の対価
- (e) 事業結合の影響
- (f) 契約資産及び契約負債の変動を理解する上で追加的な行項目を開示する必要がある場合、その行項目

③ 履行義務

企業は、次のすべての項目を含む、顧客との契約に含まれる履行義務に関する情報を開示しなければならない。

- (a) 企業が通常、履行義務を充足する時期
 - (b) 重要な支払条件
 - (c) 企業が移転を約束した財又はサービスの性質(他の当事者に財又はサービスを提供することを手配している(すなわち、企業が代理人になっている)履行義務については、それを明示する。)
 - (d) 返品、返金その他類似する義務
 - (e) 製品保証の種類と関連する義務
- また、当初の予想契約期間が1年を超える場合、企業は、当期末における次の情報を開示しなければならない。

- (a) 残存する履行義務に配分された取引価格の総額
 - (b) 企業がその金額を収益と認識することを見込む時期に関する説明
- この情報を開示するに当たり、企業は、残存する履行義務の残存期間にとって最も適切な期間ごとに定量的な情報を開示することも、定性的な情報を開示することもできる。なお、実務上の簡便法として、それまでに完了した履行の、顧客にとっての価値に直接的に対応する金額を顧客に請求する権利を企業が有している場合には、この開示をしなくてもよい。

さらに、企業は、不利な履行義務について認識した負債の金額について、次のすべての項目と共に開示しなければならない。

- (a) 負債が認識された、残存する履行義務の性質及び金額
- (b) 履行義務が不利である理由
- (c) 企業が不利な履行義務の充足を見込む時期

企業は、不利な履行義務に関する負債の期首残高から期末残高への調整表を、表形式により開示しなければ

ばならない。次の項目を含む場合、調整表においてそれぞれの金額を含めなければならない。

- (a) 期間中に不利となった履行義務に関する負債の増加
- (b) 期間中に履行義務が充足されたことによる負債の減少
- (c) 期間中に発生した負債の測定値の変動
- (d) 認識した負債の変動を理解する上で追加的な行項目が必要な場合、その行項目

【再公開草案の規定を適用するに当たっての重要な判断】

企業は、顧客との契約から生じる収益の金額と時期の決定に重要な影響を与える、再公開草案の規定を適用するに当たっての重要な判断とその判断の変更について開示しなければならない。企業は、少なくとも次の項目に関して用いた判断とその判断の変更について、説明しなければならない。

- (a) 履行義務の充足の時期
- (b) 取引価格と各履行義務に配分した金額

① 履行義務の充足の時期の決定

一定の期間にわたり充足される履行義務について、企業は、次の項目を共に開示しなければならない。

- (a) 収益を認識する上で用いた方法（例えば、アウトプット法又はインプット法）の説明
- (b) その方法が財又はサービスの移転の忠実な描写となる理由についての説明

一時点で充足される履行義務について、企業は、顧客が約束の財又はサービスについて支配を獲得する時期を評価する上で重要な判断を開示しなければならない。

② 取引価格の算定と各履行義務に配分した金額

企業は、次の項目のために用いた方法、インプット、及び仮定に関する情報を開示しなければならない。

- (a) 取引価格の算定
- (b) 約束の財又はサービスの単独販売価格の見積り
- (c) 返品、返金、及び他の類似する義務の測定
- (d) 不利な履行義務について認識した負債の測定

【顧客との契約を獲得又は履行するためのコストのうち、資産化したものがある場合の資産】

企業は、顧客との契約を獲得又は履行するためのコストのうち、資産化したものについて、主な資産のカテゴリーごと（例えば、顧客との契約を獲得するコスト、契約前コスト、及びセットアップ・コスト）に、期首残高から期末残高への調整表を開示しなければならない。調整表は、次の各項目に関連する金額を含めなければならない。

- (a) 増加
 - (b) 償却
 - (c) 減損損失
 - (d) 期間中の変動を理解する上で追加的な行項目が必要な場合、その行項目
- 企業は、各期の償却費の算定に用いた方法を説明しなければならない。

発効日及び移行規定

両ボードは、再公開草案の強制適用日について意思決定を行っていないものの、2015年1月1日以後に開始する年度より早く強制適用することはないことを意思決定している。早期適用は禁止される（IASBの再

公開草案では、早期適用が認められる）。

再公開草案は、その規定を遡及適用することを提案している。ただし、企業は、次の実務上の簡便法について、1以上適用することを選択し、適用することができる（複数の実務上の簡便法を選択することが可能である）。ここで、初度適用日とは、企業が初めて再公開草案の規定を適用する期間の期首をいう。

(a) 初度適用日より前に完了した契約について、企業は、同じ年度において開始し、終了する契約については、再表示をしないことができる。

(b) 初度適用日より前に完了した契約で、変動対価を含むものについて、企業は、比較年度において変動対価の金額を見積もらずに、契約が完了した時点における取引価格を用いることができる。

(c) 初度適用日より前に有効であった規定に従い、不利な契約に関する負債が認識されていない限り、企業は、初度適用日より前に履行義務が不利であったかどうかを評価しないことができる。初度適用日に不利な契約に関する負債を認識する場合、企業は、対応する金額を期首の留保利益の修正として認識しなければならない。

(d) 初度適用日より前に表示したすべての期間について、企業は、残存する履行義務に配分された取引価格の金額と、企業がその金額を収益として認識することを見込んでいた時期について開示しないことができる。

これらの実務上の簡便法について、企業は、表示するすべての期間について整合的にこれを適用しなければ

新製品

連結会計 パッケージソフト



【ビーティーレックス】

BTrex
連結会計

IFRS アドプション完全対応

530社超の導入実績を誇る

連結大王 でお馴染の
ビジネストラストが
IFRSソリューション

BTrex 連結会計

をリリースしました

- IFRS/日本基準の2通りの会計基準に対応
- リーズナブルな価格でシステム投資の負担軽減
- カスタマイズ不要の柔軟なシステム設計

IFRS対応パッケージソフト

BTrexシリーズ

BTrex 連結会計 BTrex 金融商品
BTrex 退職給付 BTrex 有価証券

国際財務報告基準のことなら当社にご相談下さい

株式会社 **ビジネストラスト**
http://www.b-trust.co.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂2-17-22
赤坂ツインタワー本館11階

〔東京〕TEL : 03(5575)6100
〔大阪〕TEL : 06(6910)1401

ならない。また、企業は、次の情報を開示しなければならない。

- どの実務上の簡便法を選択したのか（複数可）
- 可能な範囲で、それらの実務上の簡便法を適用することによって考えられる影響についての定性的な評価

おわりに

1名のFASBのボード・メンバーが、再公開草案の公表に反対している。このボード・メンバーは、反対理由として、次の3点を挙げている。

- 提案しているモデルが認めている例外が、この会計基準全体が拠って立つコア原則と整合しない形で収益を認識することを認めている。
- 会計基準内及び会計基準間で、経済的に類似する状況について整合しない指針を提供している。
- 特定の項目について、収益を認識する時期又は金額について、実行可能かつ監査可能な指針を提供していない。

このボード・メンバーは、問題点の多くは、現行実務からの変更を最小化するために、既存の規定を再公開草案に含めたことにより生じたと考えており、例外なしにコア原則に依拠することが、収益を認識する上で整合したフレームワークを提供することになると考えている。また、収益取引の経済効果を最もよく捕捉するには、包括的に費用の認識についても扱わなければならないと考えている。

〔参考文献〕

Financial Accounting Standards Board, *Proposed Accounting*

Standards Update (Revised Exposure Draft), Revenue Recognition (Topic 605): Revenue from Contracts with Customers- Revision of Exposure Draft Issued June 24, 2010, November 14, 2011.

International Accounting Standards Board, *Exposure Draft ED/2011/6, Revenue from Contracts with Customers-A Revision of ED/2010/6, Revenue from Contracts with Customers*, November 2011.

| | |
|-------|---------------|
| 教材コード | J 0 2 0 6 4 5 |
| 研修コード | 2 1 0 4 0 1 |
| 履修単位 | 2単位 |